

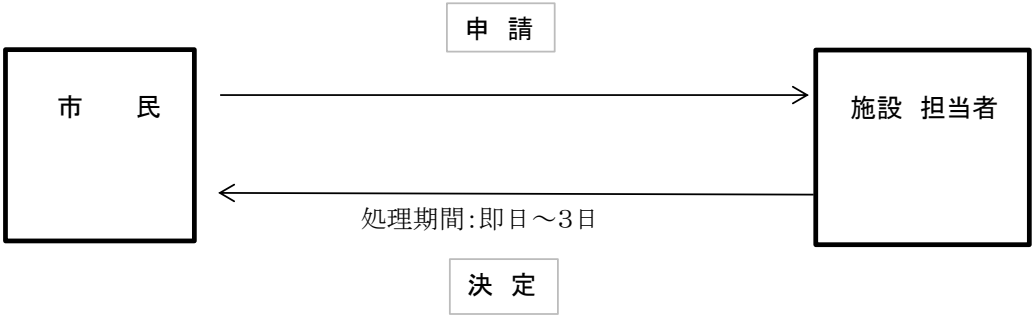
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	松山市北条ふるさと館の特別利用の許可	
処 分 の 概 要	資料の熟覧・模写・撮影や貸出(特別利用)を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市北条ふるさと館条例(平成16年条例第52号)	
条 項	第6条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日から3日間
標 準 処 理 期 間		計 即日から3日間
判 断 基 準	同条例第7条の各号に該当しないこと。	
【根拠法令等】		
北条ふるさと館条例 第6条 歴史民俗資料等の熟覧, 模写若しくは撮影をし, 又は貸出しを受けようとする者は, あらかじめ市長の許可を受けなければならない。		
●審査基準 北条ふるさと館条例 第7条 市長は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 会議室等の使用(特別利用を含む。以下同じ。)を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設(附属設備等を含む。)又は歴史民俗資料等(以下「施設等」という。)を毀き損し, 又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 商品の宣伝, 展示, 販売等営利を目的とするとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 市長がふるさと館の管理上支障があると認めたとき。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。